

める本協会の入会金及び会費の変更は、総会の議決を得るものとする。

附 則

(施行日)

1 本細則は、一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

3. 主な規則一覧

2019年4月1日

- 学識会員関係
学識会員規則, 顧問, 参与及び技術アドバイザーに関する規則
- 表彰委員会関係
日本溶接協会賞に関する規則
- 協会運営関係
総合企画会議規則, 指定機関に関する規則
- 特別委員会関係
規格委員会規則他5委員会規則
- 事務遂行関係
職員就業規則, 事務分掌規則, 経理規程, 個人情報保護規則
- 会務委員会関係
総務委員会規則, 財務委員会規則, 不動産管理委員会規則
- 専門部会関係
溶接材料部会規則他10部会規則
- 指定機関委員会関係
全国指定機関委員会規則
- 研究委員会関係
特殊材料溶接研究委員会規則他7委員会規則
- 情報委員会関係
溶接情報センター委員会規則
- 認定・認証委員会関係
要員認証管理委員会規則他4委員会規則
- 教育委員会関係
溶接技能者教育委員会規則他3委員会規則